

各課等配置計画（素案）に対する議会からの意見等について

1. 議場等の配置について

	意見等内容	回答内容
1	議場の発言台については、議員席の前列の真ん中部分に配置したほうが良いのではないかと	議員全員協議会で検討した結果、議員席の前列の中央部に配置することとし、配置にあたっては動線に配慮することとする。
2	議場の天井高と採光はどのようになるのか	議員全員協議会で検討した結果、傍聴席からの視認性を考慮し、天井高は2階程度までとし、採光も考慮する。
3	議会図書室が議員控室と共用になっているが、専用にするべき	議員全員協議会で検討した結果、議会図書室は地方自治法に基づき設置する施設であることから、共用ではなく専用にする。ただし、面積は30～40㎡とする。
4	議場や議員控室等は既存改修棟に配置し、議員控室、会派室などの間仕切りは可動式にして柔軟性を持たせて欲しい。	議員控室は市民が相談に来る場合など多様な用途で使用していることから、可動式では遮音性が保てない為、遮音性を考慮した仕様とする。
5	従来型の議場にするか対面式の議場にするかは、議会で検討すべき	議員全員協議会で検討した結果、議場については、傍聴席から議員席、執行部席の双方に視線が行き届くよう対面式とする。
6	議場に自然の風が入るようにして欲しい	議員全員協議会で検討した結果、窓の開閉ができるような仕様とする。
7	議長室・副議長室を別々に設置して欲しい。ついては、議会事務局の位置を検討して欲しい。	議員全員協議会で検討した結果、現在設置されている応接室は設置しないこととするが、議長や副議長の来客を考慮し、議長室・副議長室は別々に設置することとする。ただし、過大な面積とならないよう適正な規模とする。

2. 売店・軽食コーナーについて

	意見等内容	回答内容
1	減築改修棟1階の売店・軽食コーナーには外部から出入りはできるのか	図面にも記載しているが、外部から出入りできるようにする。
2	売店・軽食コーナー等はどのようになるのか	現在の案では現庁舎の7階レストランのような形態ではなく、売店や軽食を中心とした形態を考えている。
3	市民が食事を持ち込んで食べられるような場所はあるのか	売店・軽食コーナーの前のラウンジを利用していただきたい。

	意見等内容	回答内容
4	売店・軽食コーナー等に食堂スペースが必要ではないか	意見として伺う。
5	売店・軽食コーナー等とは別に職員の食堂を考えるべき	意見として伺う。

3. 市民活動推進センター・市民ギャラリーについて

	意見等内容	回答内容
1	減築改修棟 1 階に市民活動推進センターと市民ギャラリーが配置されているが、利用にあたっては個人でも団体でも同条件で利用できるようにすべき	利用方法などの運用はこれから検討することになる。 意見については担当課に伝える。
2	市民活動推進センターの運用にあたっては、推進センター運営団体からの意見の吸い上げと同様に市民から意見を吸い上げてほしい	利用方法などの運用はこれから検討することになる。 意見については担当課に伝える。
3	市役所内に市民活動推進センターが設置されると、現在、白井駅前センター内にあるセンターはどうするのか	利用方法などの運用と併せて検討する。 意見については担当課に伝える。
4	減築改修棟 1 階に設置される市民ギャラリースペースは、壁で囲われるのか。	展示物が引き立つように、壁から吊るしたり、テーブルの上に置いて展示する形態となることから壁で囲う形態となっている。

4. 印西警察署分庁舎について

	意見等内容	回答内容
1	警察の存在は犯罪の抑止にもなるし、警察に来る人のプライバシーも守る必要があるので、庁舎入口から印西警察署分庁舎までの動線を短くした方が良いのではないか	県警本部や印西警察署に庁舎 1 階の図面を提示し、分庁舎の位置について確認してもらっているが、現段階では問題ないと言われている。

5. 健康福祉部の部署について

	意見等内容	回答内容
1	地域包括支援センターは、高齢者が利用しやすいよう 1 階に設置すべき	意見として伺う。
2	福祉関係部署（社会福祉課・高齢者福祉課・児童家庭課・保険年金課）は 1 階にして欲しい。	意見として伺う。

	意見等内容	回答内容
3	案の保健福祉センターの1階に地域包括支援センターを設置し、健康福祉部の部署を新築棟の1～2階に設置する案に賛成する。	意見として伺う。

6. 会議室等について

	意見等内容	回答内容
1	庁舎の床面積が2,000㎡増となるのに、なぜ職員休憩室が地階に設置されるのか	職員から意見を聴いたが、各階に更衣室を設置してほしいとの意見が多かったことから更衣室は各階に設置したが、休憩室は地階に設置する案となっている。
2	会議室や委員会室の前の廊下に倉庫・書庫が設置されているが、会議室などの室内に設置すべきではないか	通常、大きな会議室の扉は外開きになっており、扉を開く際に廊下を歩く人にぶつかる可能性があるため、廊下に倉庫や書庫を設置することは珍しくない。 倉庫・書庫を設置しても廊下の幅は狭くならないよう配慮する。
3	体調不良となった職員や市民が利用できるような保健室はあるのか	現在、法令を確認中。 (確認結果) 医務室について 根拠条文：労働安全衛生法第72条の2 ・事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、次の処置を継続的かつ計画的に講ずることにより、快適な職場環境を形成するように努めなければならない。 1. 作業環境を快適な状態に維持管理するための処置 2. 労働者の従事する作業について、その方法を改善するための措置 3. 作業に従事することによる労働者の疲労を回復するための施設又は設備の設置又は整備 4. 前3号に掲げるもののほか、快適な職場環境を形成するため必要な措置 休養室について ・事務所衛生基準規則第21条により、事業者は常時50人以上又は常時女性30人以上の労働者を使用するときは、労働者が

		<p>が床することのできる休養室又は休養所を男性用と女性用に区別して設けなければならない。</p> <p>仮眠室について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所衛生基準規則第20条により、事業者は、夜間、労働者に睡眠を与える必要のあるとき、又は労働者が就業の途中に仮眠することのできる機会があるときは、適当な睡眠又は仮眠の場所を、男性用と女性用に区別して設けなければならない。 <p>根拠条文：労働安全衛生法第23条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風等の災害時対応その他不定期で夜間の勤務が発生する場合については、専用の室を設ける必要はない。他用途と兼用で良いが男女別とすること。
4	職員休憩室は各階に設置ではなく、2階に1箇所の設置でもよい	意見として伺う。

7. その他

	意見等内容	回答内容
1	新築棟1階に総合案内とフロアマネージャーが配置されているが、どのような業務を行うのか	<p>総合案内は現庁舎にある案内と同様な業務と考えている。フロアマネージャーは、高齢者などへの対応や複数の部署で対応するような複雑な用件で来庁された方々への確かな対応をするために設置する。</p> <p>なお、住民票・印鑑登録証明書・税務証明書などの各種証明書については、一つの窓口で発行する予定である。</p>
2	3階までの吹抜けは検討中となっているが、吹抜けは2階までとして欲しい。	意見として伺う。
3	新庁舎の空調設備はどのようになるのか	部屋ごとに運転できるような設備を考えている。
4	接続の廊下幅は3m程のようだが、車いすの人や一息つけるよう椅子等を設置した方がいいのではないかと	意見として伺う。
5	新庁舎の建物の外壁の上部右側になし坊ファミリーのイラスト看板を設置して欲しい。	意見として伺う。